

特許庁委託事業

インドネシアにおける 知的財産の審判等手続に関する調査

2020年3月

日本貿易振興機構（JETRO）
シンガポール事務所 知的財産部

目次

1.	はじめに.....	2
1.1.	調査目的.....	2
1.2.	調査項目.....	2
1.3.	調査対象.....	3
1.4.	調査方法.....	3
1.5.	調査結果.....	3
2.	拒絶査定に対する審判請求・上訴.....	4
2.1.	統計.....	4
2.2.	拒絶査定に対する審判請求・上訴手続.....	5
3.	異議申立.....	17
3.1.	統計.....	17
3.2.	手続.....	18
4.	無効／取消の訴え.....	26
4.1.	統計.....	26
4.2.	手続とその流れ.....	27
4.3.	判例.....	34
5.	参考文献一覧.....	36

1. はじめに

1.1. 調査目的

インドネシアにおいて、知的財産権の有効性の確認を行うには、知的財産庁における審判制度が利用可能であるものの、どの程度の実効性及び費用対効果を有するのか必ずしも明らかではなく、ユーザーにとって効果的な権利取得・執行を実現するための基礎的情報が不足しがちである。本調査では右事情にかんがみ、我が国企業のインドネシアにおける知的財産活動の支援のため、同国における知的財産関係の審判制度及び手続きに関する調査を行うことを目的とする。

1.2. 調査項目

1.2.1. 法および規則に関する調査項目(机上調査)

- 1) 主題(審判請求、異議申立、取消、無効等)
- 2) 当事者の要件
- 3) 申立の期限
- 4) 申立の範囲
- 5) 申立の理由
- 6) 申立修正の可能性
- 7) 審理方式(口頭か書面か)、面談調査および別方式の選択基準
- 8) 審判体制、独立性および中間手続
- 9) 申立の時点からの平均係属期間
- 10) 最終決定および非-最終決定の内容に関する詳細
- 11) インドネシア知的財産総局の範囲に関する修正および訂正(要件、期限)
- 12) 審判官に関する不服申立、審判官の排除、要件等
- 13) 知財総局の決定に対する審判請求、審判請求件数、決定が覆された事案の件数、それらの数値の理由
- 14) 決定の効果および決定が終局的なものとなる時点
- 15) 料金
- 16) 行政審判官の要件
- 17) 手続フローチャート
- 18) 決定の公開、公開方法
- 19) 訴訟との関係、知財当局での手続と訴訟が並行する可能性

1.2.2. 面談による調査項目(面談調査)

これらの調査項目には、インドネシアにおける審判請求、異議申立、取消および無効の手続(それら手続に関わる実務や一般的な戦略を含む)に関する詳細な考察が含まれている。

1.3. 調査対象

本調査報告書には、以下の法および規則に基づく審判請求、異議申立、取消および無効の手続(それら手続に関わる実務や一般的な戦略を含む)に関する分析と詳細な考察が含まれている。

1. 商標および地理的表示に関する2016年法律第20号(以下「商標法」と称する)
2. 特許に関する2016年法律第13号(以下「特許法」と称する)
3. 工業意匠に関する2000年法律第31号(以下「工業意匠法」と称する)
4. 1986年法律第2号「裁判所法」の第2次改正に関する2009年法律第49号(以下「2009年法律第49号」と称する)
5. 商標審判委員会における審判請求の申立、審査および解決手続に関する2019年政府規則第90号(以下「2019年規則第90号」と称する)
6. 特許審判委員会の組織構造、職務および業務に関する2005年政府規則第40号(以下「2005年規則第40号」と称する)
7. 商標登録手続に関する2016年法務人権省(MOLHR)規則第67号(以下「2016年規則第67号」と称する)
8. 特許出願に関する2018年MOLHR規則第38号(以下「2018年規則第38号」と称する)
9. 特許審判委員会に関する2019年MOLHR規則第3号(以下「2019年規則第3号」と称する)
10. 特許強制実施権許諾手続に関する2019年MOLHR規則第30号(以下「2019年規則第30号」と称する)

1.4. 調査方法

本調査は以下の調査者(弁護士)により実施された。

- Mr. Daru Lukiantono (Principal, Hadiputranto, Hadinoto & Partners)
- Mr. Wiku Anindito (Associate Partner, Hadiputranto, Hadinoto & Partners)

本調査を実施するにあたり、調査者は机上調査を実施するとともに、知財総局の関係職員の面談調査を行い、本調査に係る主題についての関係データおよび統計を集めた。

1.5. 調査結果(下記の章に対応)

本調査報告書の第2章～第4章に調査結果の概要が記載されている。これらの調査結果は統計数値と考察から構成される。

1.5.1. 審判請求(第[2]章)

1.5.2. 異議申立(第[3]章)

1.5.3. 取消および無効の手続(第[4]章)

2. 拒絶査定に対する審判請求・上訴

2.1. 統計

2.1.1. 審判請求の件数(特許／実用新案、工業意匠、商標に関する 2014～2018 年の請求件数)

	2014	2015	2016	2017	2018
特許／実用新案	8	12	17	16	25
工業意匠権	情報なし	情報なし	情報なし	情報なし	情報なし
商標権	83	243	298	274	316
合計	91	255	315	263	341

注記: 当局の情報では、工業意匠局はまだ 2014 年～2018 年の審判請求に関する情報をまとめているところであったが、本調査報告作成時点で情報は得られなかった。

2.1.2. 決定までに要する平均所要期間

商標

商標法第 30 条(1)によれば、商標審判委員会(MAC)による審決は、審判請求の提出日から 3 か月以内に示されることとされている。ただし、実際にはもっと長い時間を要することもある。

特許／実用新案

特許法第 70 条(6)によれば、特許審判委員会(PAC)による審決は、審判請求の調査が開始された日から 9 か月以内に下されることとされている。ただし、実際にはもっと長い時間を要することがある。

工業意匠

実情を言えば、商事裁判所における民事訴訟に要する期間は 3～4 か月である。工業意匠法第 39 条(8)によれば、商事裁判所は 90 日以内に判決を示さなければならないとされている(ただし実際には、判事団は審理期間を 120 日まで延長する権限を有する)。

2.1.3. 決定の件数(2014～2018 年)

	2014	2015	2016	2017	2018
合計	情報なし	情報なし	情報なし	情報なし	情報なし

注記: 統計が知財総局によって公開されていない。

2.1.4. 請求が認められた(原査定が覆された)割合

この範疇に属する情報は公開されていない。

2.1.5. 既に審判請求の対象となった査定に対して改めて審判請求がなされた割合

この範疇に属する情報は公開されていない。

2.2. 拒絶査定に対する審判請求・上訴手続

2.2.1. 審判請求／上訴の開始手続

商標

特定の商標出願に対して商標局(TMO)が正式な拒絶通知の発行を決定した場合、商標局は出願人もしくはその代理人に対して通知書を発行し、出願の拒絶査定とその理由を通知することになる。商標法第28条に基づき、出願人はMACに対し審判請求を書面で提出することができる。この書面には、TMOによる拒絶査定がMACによって覆されるべき理由(当局が引用した商標と出願人の商標を全体として見比べた場合、観念、称呼、外観のいずれから見ても、出願人の商標が引用商標に対して十分な識別性を有している等)が示される。審判請求は、商標局の正式な拒絶査定を受領した日から90日以内に提出すべきである。

商標法に定められた期限内に出願人が審判請求を行わなかった場合、当局の拒絶査定は最終的、かつ拘束力のあるものとなる。

請求人は、書面での審判請求に以下の文書を添えて提出する必要がある。

- 請求の対象となる拒絶査定の写真又はその写真複写
- 公定手数料の支払証明、さらに
- 委任状。審判請求が出願人の代理人によってなされる場合に必要(この委任状には公証や認証は必要なく、委任者が署名するだけでよい)

請求人は、審判請求1件につき300万IDR(インドネシアルピア)の手数料を支払わなければならない。審判請求の調査中に、出願人が審判請求書に修正を加えることが可能であるか否かは商標法に明示的に規定されていないため、請求人が要求した修正を考慮するか否かはMACの裁量に委ねられることになる。

請求人は、自らの審判請求に対する審決をMACが下していない限り、審判請求を取り下げることができる。その場合、MACに支払われた手数料は払戻不可となる。

特許／実用新案

特許が拒絶された場合、特許局は出願人にその旨を通知し、拒絶査定を明確に示すことになっている。出願人は、特許法に定められた期限内に、PACに審判請求を提起することができる。特許法の規定によれば、審判請求は以下のいずれかの状況において可能である。

- 特許局が出願を拒絶査定した場合(特許法第68条)
- 特許局が特許を付与した後で、出願人が明細書、特許請求項および／または図面の訂正を希望する場合(特許法第69条)
- 特許局による特許査定に対して第三者が異議申立を希望する場合(特許法第70条)

特許局の拒絶査定を不服として審判請求を行う場合、出願人は、特許出願を拒絶査定する旨の通知書の特許局が交付してから3か月以内に、審判請求を(書面で)PACに提出する。

明細書、特許請求項および／または図面の訂正を求めるために審判請求を行う場合、出願人は、特許局から特許査定のお知らせの送達日から 3 か月以内に、審判請求を(書面で)PAC に提出しなければならない。この場合の訂正は、(i) 特許請求項の限定、(ii)明細書の翻訳に関わる誤りの訂正、および／または(iii)不明瞭もしくは曖昧な明細書の記述の明確化を目的とするものに限定される。

特許局による特許査定に対し第三者の立場で不服を申し立てる場合、審判請求を行う請求人は特許付与から 9 か月以内に審判請求を(書面で)PAC に提出しなければならない(特許法第 70 条)。

また、請求人は自らの請求を裏付けるために以下の文書を提出しなければならない。

- 審判請求(の書面)
- 請求の理由を説明する関連の証拠および情報; 審判請求の理由を裏付ける証拠および情報
- 公定手数料の支払証明
- 特許局が受理した明細書、特許請求項および図面の写し
- 特許局が発行した拒絶査定のお知らせの写し
- 特許出願時に最初に提出し受理された明細書、特許請求項および図面の写し
- 特許局に対する出願審査請求書の写し、さらに
- 委任状。審判請求が請求人の代理人によってなされる場合に必要(この委任状には公証や認証は必要なく、委任者が署名するだけでよい)。

請求人は、審判請求 1 件につき 300 万 IDR(インドネシアルピア)の手数料を支払わなければならない。審判請求の調査中に、出願人が審判請求書に修正を加えることが可能であるか否かは特許法に明示的に規定されていないため、請求人が要求した修正を考慮するか否かは PAC の裁量に委ねられることになる。

工業意匠

工業意匠局が意匠出願を拒絶した場合、出願人がその拒絶査定不服を申し立てる唯一の手段は、工業意匠局から拒絶査定のお知らせが出願人に送達された日から 3 か月以内に、民事訴訟を商事裁判所に提起することである。出願人はさらに、商事裁判所での訴訟における民事請求を裏付けるため、以下の文書を提出する必要がある。

- 民事請求(の書類)
- 委任状の原本(公証と認証を要する)
- 出願人(原告)の定款／設立証書の謄本(公証および認証を要する)、さらに
- 民事請求を裏づける関連証拠。

原告は、商事裁判所に提出する民事請求 1 件について 250 万 IDR の公定手数料を支払わなければならない。

2.2.2. 審判請求／上訴に関する手続

1) 審判制度

商標

MAC が審判請求を請求人から受け取ると、MAC は当該審判請求を検討し、審理した上で審決を下すことになる。審判請求書を審査するため、MAC は 3 名の審判官（そのうち 1 名は上級審査官）から成る合議体を編成することになる。

MAC による審決は書面に記載され、その書面には当該審判請求の審査と審決に携わった合議体の署名が付される。MAC の委員長は、審決の日から 30 日以内に、審決の書面を知財総局（DGIP）および審判請求を行った当事者に交付する。

MAC が審判請求の却下を決定した場合、審判請求人は、拒絶の決定を受け取った日から 3 か月以内に、商事裁判所に訴訟を提起することができる。

特許／実用新案

PAC が審判請求書を請求人から受け取った場合、PAC は当該審判請求書を検討し、審理した上で審決を下すことになる。PAC は、3～5 名の審判官から成る合議体を編成し、そのうち 1 名を合議体の長に任命する。PAC は、審判請求書が提出されてから 1 か月以内に、審判請求の審理を行うことになっている。審判請求手続の過程で、PAC は必要に応じて新たな証拠もしくは情報を求めることができる。PAC は審理の開始から遅くとも 9 か月以内に審決を下す。

2019 年規則第 3 号は審判請求手続の公開を規定しているが、審判請求手続の過程で公開審理が行われていないという事情もあり、一般公衆が審判請求の審理を傍聴する方法やアクセスする方法についてはガイドラインが設けられていない。

特許局の査定を不服とする審判請求については、PAC は 9 か月以内に審理を実施して特許の拒絶もしくは付与を決定することになる。これに対し、明細書、特許請求項および／または図面の訂正を求める審判請求の場合、PAC は 6 か月以内に審理を実施することになっている。

工業意匠

商事裁判所における訴訟手続のフローチャートについては、本調査報告書のセクション 4.2.2 を参照されたい。

2) 審判官／裁判官の要件

商標

2019 年規則第 90 号の規定によれば、MAC の組織構造は以下のようになっている。

- 委員長（委員としての職務も遂行する）
- 副委員長（委員としての職務も遂行する）
- 商標専門家
- 商標局の上級審査官（委員としての業務も遂行する）

MAC の委員は 30 名である。個々の委員の任期は最長 3 年とされている。個々の委員は、特に以下の要件を全て満たしていなければならない: (i) インドネシア国内に居住するインドネシア国民であること、(ii) 英語が堪能であること、さらに(iii)任命された時点で年齢が 65 歳以下であること。

過去に商標局の上級審査官として勤務していた者が MAC の委員となる場合、それらの者は公務員の職階でレベル I/グループ III/d のランクに属していた審査官でなければならない。

MAC の全委員の任命および解任は、知財総局から提供された情報に基づいて法務人権省が行う。

特許／実用新案

2005 年規則第 40 号の規定によれば、PAC の組織構造は以下のようになっている。

- 委員長(委員としての職務も遂行する)
- 副委員長(委員としての職務も遂行する)
- PAC の委員は、数人の必要分野の専門家と特許局の上級審査官からなる。

PAC の委員の最大数は 15 人で、個々の委員の任期は最長 3 年とされている。委員は、特に以下の要件を全て満たしていなければならない: (i) インドネシア国内に居住するインドネシア国民であること、(ii) 英語が堪能であること、さらに(iii)任命された時点で年齢が 65 歳以下であること。

過去に特許局の上級審査官として勤務していた者が PAC の委員となる場合、それらの者は公務員の職階でレベル I/グループ III/d のランクに属していた審査官でなければならない。

PAC の全委員の任命および解任は、知財総局から提供された情報に基づいて法務人権省が行う。

工業意匠

商事裁判所の判事は、全員が最高裁判所長官の命令に基づいて任命される。2009 年法律第 49 号の第 14 条に基づき、判事に任命される者は特に以下の全条件を満たしていなければならない。

- インドネシア国民であること
- 法学の学士号を有していること
- 裁判官修習課程を修了していること
- 信頼できる人物であり、誠実、公正、高潔な人柄であること
- 年齢が 25 歳以上 40 歳以下であること
- 犯罪履歴もしくは拘束力を有する最終判決による禁固刑経歴がないこと

3) 審判官／裁判官の適格性喪失と特定事案の審理に関する審判官／裁判官の忌避

商標

2019 年規則第 90 号の第 5 条に基づき、以下のいずれかの事態が発生した場合、MAC 委員を解任／退任される可能性がある。

- 委員が死亡した場合

- 委員が自発的に辞任した場合
- 委員が国外に移住した場合
- 委員が連続 6 か月の期間にわたって肉体的ないし精神的な疾病に罹患した場合
- 任期が満了した場合
- 委員が、5 年以下の懲役刑を宣告された場合
- 委員が自らの職務を遂行することが不可能である場合、または委員が不法行為をなした場合

特許／実用新案

2005 年規則第 40 号に基づき、以下のいずれかの事態が発生した場合、PAC 委員を解任／退任される可能性がある。

- 委員が死亡した場合
- 委員が自発的に辞任した場合
- 委員が国外に移住した場合
- 委員が連続 6 か月の期間にわたって肉体的ないし精神的な疾病に罹患した場合
- 任期が満了した場合
- 委員が自らの職務を遂行することが不可能である場合、または委員が不法行為をなした場合

工業意匠

2009 年法律第 49 号の第 19 条に基づき、以下のいずれかの事態が生じた場合、判事は円満に免官される可能性がある。

- 自発的に辞任した場合
- 肉体的または精神的な疾病に罹患した場合
- 年齢が 65 歳（地方裁判所の所長、副所長、判事の場合）または 67 歳（高等裁判所の所長、副所長および判事の場合）に達した場合
- 自らの職務を遂行することが不可能である場合

2009 年法律第 49 号の第 20 条に基づき、裁判所の所長、副所長もしくは判事について以下のいずれかの事態が生じた場合、それらの者は懲戒処分により免官されることがある。

- 拘束力を伴う裁判所の最終判決によって禁固刑を言い渡された場合
- 不法行為をなした場合
- 連続 3 か月の期間にわたって自らの職務を怠った場合
- 自らの誓約に違反した場合
- 現行の行動規範もしくはガイドラインに違反した場合

- 判事が同時に以下のいずれかの立場で職務を務めている場合：(i)当該裁判所判決の執行人、(ii)自らが審理に携わっている係属中の当該事案に関係する受託者、保護者、当局者、あるいは(iii)営利事業者

4) 審判請求／上訴が認められるまでの手続

商標

一般に、MAC は商標局の商標出願拒絶査定が現行の商標法に合致しているか否かを検討することになる。詳細な参照情報として、審理を実施し、商標登録の是非を決定するにあたって商標局が適用する商標法の関連規定は以下の通りである。

- 商標法第 20 条に基づき、商標局は、商標出願が以下のいずれかに該当する場合、当該出願を拒絶することになる。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> a) 出願された商標が、本邦の国家的理念、法および規則、道徳、宗教、規範もしくは公共の秩序に反している場合。 b) 出願された商標が、使用される商品および／またはサービスと同一であるか、それらに密接に関連しているか、または単に前記の商品および／またはサービスの説明的記述である場合。 c) 出願された商標が、当該出願の対象となる商品および／またはサービスの原産地、品質、種類、サイズ、類別、所期の用途に関して公衆を欺罔する恐れのある要素を含んでいるか、同種の商品および／またはサービスについて保護されている植物品種の名称である場合。 d) 生産された商品および／またはサービスの品質、有益性もしくは効能と異なる情報が出願された商標に含まれている場合。 e) 出願された商標に識別性を有する特徴が存在しない場合。 |
|---|

- 商標法第 21 条(1)に基づき、商標局は、商標出願が以下のいずれかと類似または同一の商標の場合、出願を拒絶することになる。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> a) 同種の商品および／またはサービスに関して他人が所有する登録商標であるか、或いは、先行登録出願の対象となっている商標。 b) 同種の商品および／またはサービスに関して他人が所有する周知商標。 c) 一定の要件を満たす異種の商品および／またはサービスに関して他人が所有する周知商標。 d) 登録済みの地理的表示。 |
|--|

- 商標法第 21 条(2)に基づき、商標局は、商標出願が以下のいずれかに該当する場合、出願を拒絶することになる。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> a) 出願された商標が、著名な人物の氏名もしくは略字、写真、または他人が所有する法人の名称であるか、それらに類似している場合。ただし、関連の権利者から書面による同意を得た場合はこの限りではない。 b) 出願された商標が、国家または国内機関もしくは国際機関の名称もしくは略称、旗、紋章または象徴の模倣であるか、それらに類似している場合。ただし、正統な権利者から書面による同意を得た場合はこの限りではない。 c) 出願された商標が、国家または行政機関(国内機関と国際機関の両方を含む)によって使用される公式な署名、印章もしくは刻印の模倣であるか、それらに類似している場合。ただし、正統な権利者から書面による同意を得た場合はこの限りではない。 d) 悪意による出願である場合。 |
|--|

以上に加えて、MAC が審判請求の調査を実施する際に、MAC の委員は以下の事項を併せて考慮する:(i)審判請求が商標法に定められた期限内に提出されているか否か、(ii)請求人が方式要件を満たしているか否か(審判請求の方式要件については本調査報告書の 2.2 項を参照されたい)。

MAC が商標局の拒絶査定が不当であると認めた場合、MAC は商標局の拒絶査定を取り消す審決を下すことになる。

特許／実用新案

一般に、PAC は特許局の特許出願拒絶査定が現行の特許法に合致しているか否かを検討することになる。詳細な参照情報として、審理を実施し、特許付与の是非を決定するにあたって特許局が適用する特許法の関連規定は以下の通りである。

- 特許法第 9 条に基づき、以下の発明に対して、特許局は特許を付与することができない。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> a) その使用もしくは実施方法が法、宗教、公共の秩序もしくは道徳に反する発明。 b) 人体および／または動物に対する検査、看護、治療および手術の方法。 c) 科学および数学の分野における理論および方法。 d) 微生物以外の生物。 e) 植物もしくは動物の生産に必須の生物学的方法。ただし微生物学的方法を除く。 |
|--|

- /特許法第 3 条(1)に基づき、以下のすべての要件を満たしていない発明に対して特許局は特許を付与することができない。

- a) 新規性(出願日の時点で過去に開示されたいかなる技術にも類似していない発明は、新規であると見なされる)
- b) 進歩性(関連分野の専門家にとって自明でない発明は進歩性を備えていると見なされる)
- c) 産業上の利用性(特許出願の記述に従って発明を産業に応用しうること)

- 特許法第 3 条(2)に基づき、特許局は以下のいずれかに該当する実用新案を認めることはできない。

- a) 新規性がない考案
- b) 既存の製造物もしくは方法を発展させたものでない考案
- c) 産業上の利用性がない考案

以上に加えて、PAC が審判請求の調査を実施する際に、PAC の委員は以下の事項を併せて斟酌する:(i)審判請求が特許法に定められた期限内に提出されているか否か、(ii)請求人が方式要件を満たしているか否か(審判請求の方式要件については本調査報告書の 2.2.1 項を参照されたい)。

特許局の拒絶査定が不当であったとの見解を PAC が認めた場合、PAC は特許局の拒絶査定を取り消す審決を下すことになる。

工業意匠

工業意匠局による意匠出願拒絶査定が不当であり、現行の工業意匠法に合致していないことを立証する責任は、原告が負うことになる。

一般に原告は、自らの意匠が新規であり(過去に開示された意匠と同一はなく)、かつ、現行法、公共の秩序、宗教的価値および道徳的価値に合致していることを立証できなければならない。

工業意匠法に基づき、出願日の 6 か月前までの時点で、(i)インドネシア国内もしくは国外において公的な展示会に出展されていた意匠、または(ii)意匠考案者がインドネシア国内において専らの学術研究および開発を目的として使用していた意匠は、未公開の意匠と見なされる。

5) 審判請求・上訴に対する関係者の関与

MAC は単に、請求人が提出した審判請求書に基づいて審判請求を審理する為、MAC における審判請求のプロセスに第三者が介入することは不可能だと思われる。

これに対し、特許局による特許付与／実用新案登録の査定に対し不服を申し立てるために、第三者が PAC に審判請求を提起することは可能である。ただし、調査者が特許局で調査したところ、第三者が上述の理由で審判請求を提起した例は今のところ存在しない。特許局による特許付与／実用新案登録の査定を不服とする第三者は、商事裁判所に特許／実用新案取消の申立を行うのが通常である。

工業意匠の場合、工業意匠法は商事裁判所での訴訟に関係者たる第三者が参加するための手順について特に規定していない。

6) 口頭審理

商標

2019 年規則 90 号によれば、MAC は、審判請求書を提出した当事者、商標専門家(必要に応じて)および商標出願の審査を行った商標局の審査官に対し、MAC への出頭を要請することができる。

特許／実用新案

必要があれば、PAC は、審判請求を行った当事者に対し、PAC に出頭して自らの主張を説明するよう要求できる。

工業意匠

商事裁判所で行われる意匠に関する不服申立訴訟の過程で裁判所に提供される情報は、ほとんどが書面で提出される。口頭審理や口頭による主張の応酬が関係してくるのは、証人が出頭する法廷審理のみである。

7) 独立したコンサルタント／弁護士

2005 年規則第 7 号第 2 条(1)(c)、および 2005 年規則第 40 号第 2 条(1)(c)の説明に基づき、知財総局は、上訴の諸段階を通じて、商標および特許の分野に関する知見、理解および専門知識を有する外部の専門家もしくは独立したコンサルタントを指名することができる。

2.2.3. 拒絶査定に対する審判請求・上訴の審決・判決

1) 審決・判決に関する期限

商標

商標法第 30 条に基づき、MAC は、審判請求が受理された日から 3 か月以内に審決を示す。

特許／実用新案

特許法第 68 条に基づき、特許局の拒絶査定もしくは特許付与／実用新案登録の査定に対する審判請求の場合、PAC は審査日から 9 か月以内に審決を示す。

これに対し、明細書、特許請求項および／または図面の訂正を求める審判請求の場合、特許局は審査日から 6 か月以内に審決を示す。

工業意匠

商事裁判所における訴訟手続の詳細については、本調査報告書のセクション 4 を参照されたい。

2) 審判請求に先立つ意見書の提出

審判請求を行う前に意見書を提出することは実際には不可能である。よって、MAC および PAC に提出される審判請求書に、すべての主張を盛り込む必要がある。

3) 審判請求の内容

MAC および PAC に提出する審判請求書には、請求人の主張をインドネシア語で記載する必要がある。請求人は、審判請求書の添付書類として自らの主張の裏付けとなる関係書類や証拠を提出

できる。これらの文書および証拠は、スキャンによるコピー／通常の写しの形で提出可能である（公証や認証は不要）。

MAC に提出する商標審判請求の場合、請求人は、当局が引用した商標に対する識別力を生じさせるために、登録出願の対象となる商品／サービスの明細書の一部削除を要求することができるが、審判請求に関してそのような部分的な削除を認めるか否かは MAC の裁量に委ねられることになる。実際問題として、請求人が明細書の修正（文言の変更、商品／サービスの種類の拡張等）を行うことはできず、唯一可能な変更は削除のみである。

4) 最終決定

商標

商標法に基づき、MAC が審判請求を認容した場合、MAC は商標局に対し、当局の拒絶査定を取り消した上で、出願商標を登録するよう指示することになる。MAC が審判請求を棄却した場合には、請求人は、自らが MAC の審決を受け取った日から 3 か月以内に、商事裁判所に民事請求を提起することにより、審決に対し不服を申し立てることができる。

特許／実用新案

特許法に基づき、PAC が審判請求を認容した場合、PAC は特許局に対し以下のいずれかの措置を指示することになる：(i) 当局の拒絶査定を取り消して特許を付与／実用新案を登録する、(ii) 明細書、特許請求項および／または図面の訂正を認める、あるいは(iii) 特許局による特許付与／実用新案登録の査定を覆す。

PAC が審判請求を却下した場合であっても、請求人は、自らが PAC の審決を受け取った日から 3 か月以内に、商事裁判所に民事請求を提起することにより審決に対し不服を申し立てることができる。

工業意匠

商事裁判所が原告の請求を却下した場合、原告は、最高裁に取り消し・変更の請求を提起することによって原判決に対し不服を申し立てることができる。詳細については本調査報告書のセクション 4 を参照されたい。

5) 審決／判決の言い渡し

MAC および PAC の審決は郵送によって請求人または同人の代理人に送達される。

これに対し、工業意匠訴訟における商事裁判所の判決は、すべての訴訟当事者に送達されるだけでなく、最高裁のオンラインデータベース上で公開されることになる。

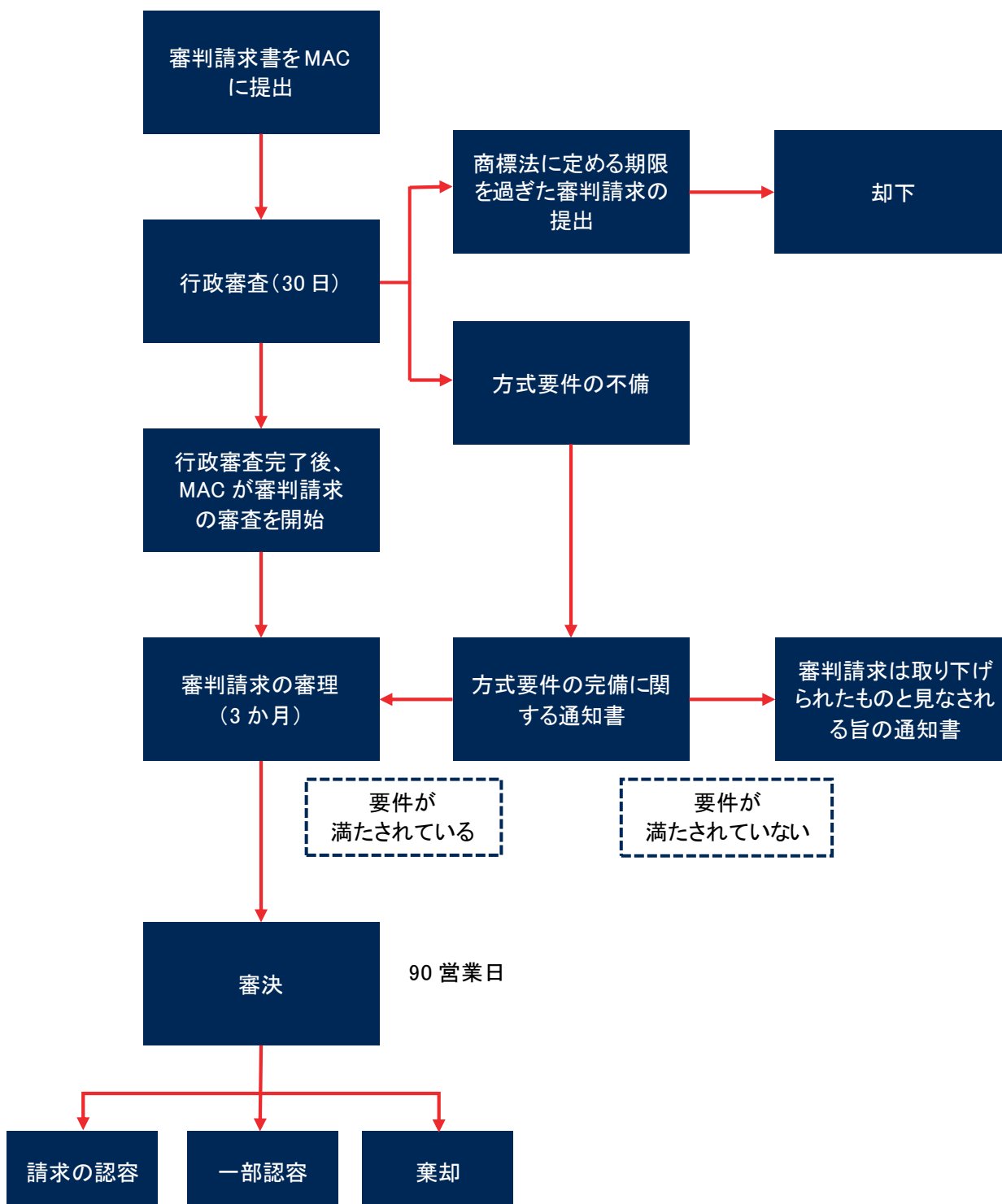
6) 審決／判決の公開

実務上、MAC および PAC の審決がオンラインデータベースにアップロードされることはない。審決は郵送によって請求人に直接交付されるからである。これらの審決は、知財総局のオンラインデータベース上で公開されることもない。

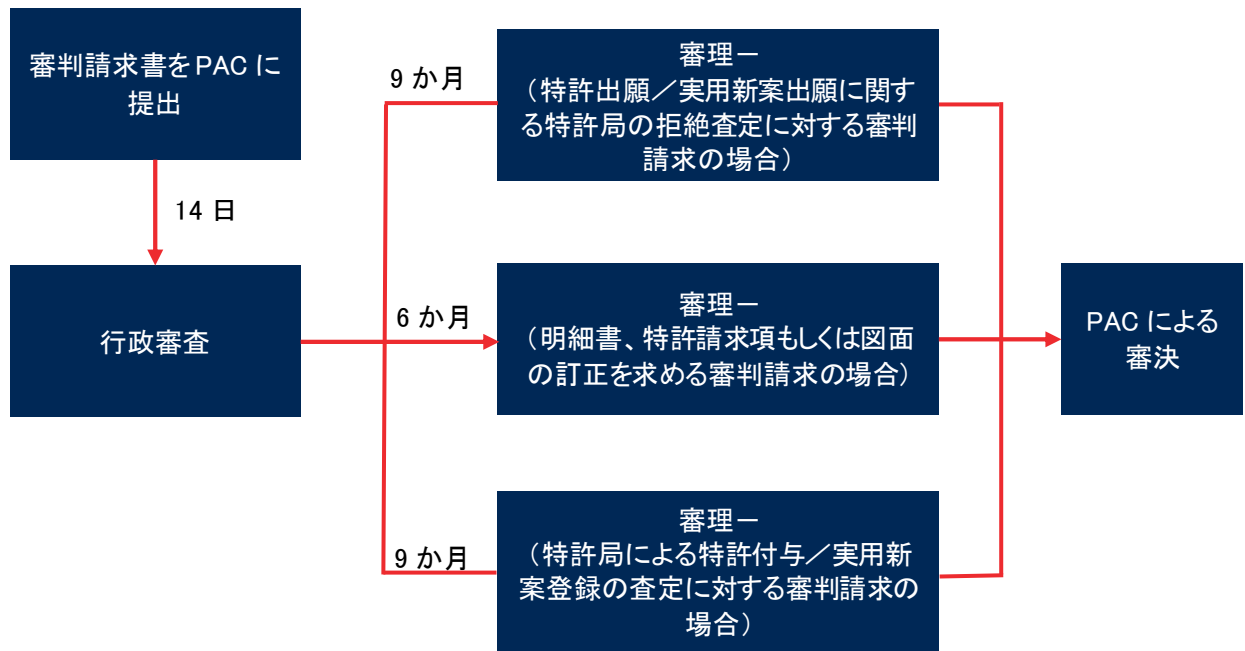
これに対し、工業意匠訴訟における商事裁判所の判決は、すべての訴訟当事者に送達されるだけでなく、最高裁のオンラインデータベース上で公開されることになる。

2.2.4. フローチャート

1) MAC への審判請求(商標の場合)



2) PAC への審判請求(特許/実用新案の場合)



3) 商事裁判所における民事訴訟(工業意匠の場合)

本調査報告書のセクション 4.2.5 に記載されたフローチャートを参照されたい。

3. 異議申立

3.1. 統計

3.1.1. 異議申立の件数(特許／実用新案特許、工業意匠、商標に関する2014～2018年の申立件数)

	2014	2015	2016	2017	2018
特許／実用新案	78	75	67	121	132
工業意匠権	110	143	137	197	25
商標権	678	943	813	920	715
合計	866	1161	1017	1238	872

3.1.2. 決定までに要する平均所要期間

1. 商標法第23条によれば、商標局に対する異議申立があった場合、商標局は、実体審査を実施する際にその異議を考慮しなければならない。商標法に基づき、審査は公開期間の終了から30日以内に実施され、150日以内に完了することを要する。
2. 特許に関わる異議申立の場合も、特許法第49条(5)に基づき、審査官は、特許の実体審査の実施にあたっては第三者からの異議を考慮しなければならない。特許法第57条に基づき、特許局は以下のいずれかの時点から30か月以内に審決を下すことになる：(i)特許局が出願人から実体審査請求を受領した日、あるいは(ii)公開期間の終了時(特許出願人の実体審査請求が公開期間の終了前になされた場合)。実用新案に関する異議申立の場合、特許法第124条(1)に基づき、特許局は当局が実用新案出願を受理してから12か月以内に決定することになる。
3. 工業意匠法第26条に基づき、工業意匠局は、公開期間の終了から6か月以内に異議申立に対する決定を下さなければならない。

3.1.3. 決定済みの事案の件数

	2014	2015	2016	2017	2018
特許／実用新案	情報なし	情報なし	情報なし	情報なし	情報なし
工業意匠権	情報なし	情報なし	情報なし	情報なし	情報なし
商標権	情報なし	情報なし	情報なし	情報なし	情報なし

注記: 統計は知財総局によって公開されていない。

3.1.4. 異議申立が認められた件数

関連情報は公開されていない。

3.2. 手続

3.2.1. 異議申立手続を開始するための手続

インドネシアは権利付与前の異議制度を有している。

商標

商標法に基づき、商標出願が方式要件を満たしている場合、その出願は出願日から 15 営業日以内に商標公報上に公開され、異議申立の対象となる。公開期間は 2 か月である。現在の実務慣行においては、異議申立書は商標局のオンラインシステムを利用して提出される。

異議申立書が提出された場合、商標局は、異議申立書が商標局に提出された日から 14 日以内に、出願人もしくはその代理人に異議申立書の写しを送付することになる。

出願人もしくはその代理人は、異議申立書が送達された日から 2 か月以内に、反論書を提出する権利を有する。

異議申立は、商標法の第 20 条および 21 条に基づいて提起することができる。これらの規定の詳細については、本調査報告書のセクション 2.2.2 の(4)項を参照されたい。

商標法第 23 条に基づき、商標局は、実体審査を実施するにあたって提出された異議申立書および反論書をすべて考慮しなければならない。異議申立がなかった場合、公開期間の終了から最長で 30 日の期間内に、商標局は商標出願の実体審査を実施するべきである。

ただし、異議申立が提起された場合、商標局は、出願人による反論書の提出期限から最長で 30 日の期間内に実体審査を実施することになっている。

異議申立を行う場合、申立人は、異議申立書に加えて、委任状(代理人が異議申立書を提出する場合)および公定手数料の支払証明書の写しを商標局に提出するべきである。

2019 年政府規則第 28 号によれば、1 件の商標出願に対する異議申立 1 件あたりの手数料は 100 万 IDR である。

特許／実用新案

特許局は、出願日から 18 か月以内に出願を公開することになっており(ただし、実際にはもっと長い期間を要することがある)、公開期間は 6 か月とされている。実用新案の場合、特許法第 123 条(2)に基づき、特許局は出願日から 3 か月以内に出願を公開することになっており(ただし、実際にはもっと長い期間を要することがある)、公開期間は 2 か月とされている。

特許法第 49 条に基づき、当該出願に利害関係を有する第三者は、公開期間中に異議申立書を特許局に提出することができる。異議申立が提起された場合、特許局は、当局が異議申立書を受領してから 7 日以内に、その異議申立の件を出願人もしくはその代理人に通知する。出願人もしくはその代理人は、それぞれが異議申立の通知を受けた日から 30 日以内に反論書を提出することができる。

実務面で言えば、異議申立は、特許法の第 3 条(特許および実用新案に関する規定)および第 9 条に示された事由に基づいて提起することができる。これらの規定の詳細については、本調査報告書セクション 2.2.2 の(4)項を参照されたい。

異議申立を行う場合、申立人は、異議申立書に加えて、委任状(代理人が異議申立書を提出する場合)および公定手数料の支払証明書の写しを特許局に提出するべきである。

工業意匠

工業意匠法第 26 条に基づき、方式要件を満たしている意匠出願は 3 か月にわたって公開される。

公開期間中は、出願された意匠が(i)新規性に欠けている(工業意匠法第 2 条)、または(ii)現行法、公共の秩序、宗教もしくは道徳に反している(工業意匠法第 4 条)と主張することにより、誰でも異議申立を提起することができる。異議申立が提起された場合、主張された実体要件について審査が行われる。

出願人もしくはその代理人は、それぞれが異議申立書の受領日から 3 か月以内に、異議申立書に対する反論書を提出することができる。

異議申立を行う場合、申立人は、異議申立書に加えて、委任状(代理人が異議申立書を提出する場合)および公定手数料の支払証明書の写しを工業意匠局に提出するべきである。

1 件の工業意匠出願に対する異議申立 1 件の手数料は 50 万 IDR である。

3.2.2. 手続

1) 審査制度

商標

本調査報告書のセクション 3.2.1 に示す通り、商標法第 23 条によれば、商標局が異議申立書および反論書を受領した場合、当局の審査官は公開期間の終了から 30 日以内に実体審査を実施し、150 日以内に審査を終了させなければならない。異議申立の審査過程で口頭による審査が行われることはない。

特許／実用新案

本調査報告書のセクション 3.2.1 に示す通り、特許法 51 条によれば、出願人は、以下のいずれかの日付から 36 か月以内に実体審査請求を提出することができる。

- 特許協力条約(PCT)に基づく出願については、当該出願の国際出願日
- PCT 出願以外の出願(優先権を伴う出願を含む)については、インドネシアにおける出願日

特許法第 122 条に従い、実用新案の出願人は出願日から 6 か月以内に実体審査請求を提出することができる。

特許出願の実体審査は、以下のいずれかの時点から 30 か月以内に完了しなければならない:(i)特許局が出願人から実体審査請求を受領した日、あるいは(ii)公開期間の終了時(特許出願人の実体審査請求が公開期間の終了前になされた場合)。特許法第 124 条に基づき、実用新案出願の実体審査は、特許局が実用新案出願を受領した日から 12 か月以内に完了しなければならない。

異議申立の審査過程で口頭による審査が行われることはない。

工業意匠

本調査報告書のセクション 3.2.1 に示したように、工業意匠法第 26 条によれば、工業意匠局が異議申立書および反論書を受領した場合、工業意匠局の審査官は公開期間の終了から 3 か月以内に

実体審査を実施し、6 か月以内に審査を終了させなければならない。異議申立の審査過程で口頭による審査が行われることはない。

2) 審査官の要件

商標、特許および工業意匠に関わる異議申立書および反論書は、商標局、特許局および工業意匠局の審査官によって審査されることになる。

3) 審査官の適格性喪失と特定事案の審査に関する審査官の忌避

商標法、特許法および工業意匠法には、異議申立書もしくは反論書の審査に関して、審査官の適格性喪失／忌避に明示的に言及した規定はない。それでも、実際問題として、異議申立書や反論書の審査は当該分野の有能な審査官によって行われるべきである。たとえば、商標区分第 3 類の商標出願に対する異議申立の場合、他の分類を担当する審査官ではなく、第 3 類を担当する審査官が申立書の審査に当たるべきである。

4) 異議申立の認容

一般に、商標局、特許局および工業意匠局は、異議申立を認める理由もしくは拒絶する理由を示した異議決定を(書面で)示す。

5) 申立人および相手方の意見書提出(手続を含む)

商標局、特許局および工業意匠局に異議申立書および反論書を提出するプロセスについては、本調査報告書のセクション 3.2.2 を参照されたい。

6) 口頭審査

商標局、特許局および工業意匠局に提供される情報は、すべて書面で提出される。口頭による審査が行われることはない。

7) 申立人による申立書の修正

既に商標局、特許局または工業意匠局に提出された異議申立書の修正については、商標法、特許法および工業意匠法に明示的に言及した規定がない。それゆえ、この問題はそれぞれの当局の裁量に委ねられることになる。

3.2.3. 異議決定

1) 異議決定

異議決定の中で、商標局、特許局および工業意匠局は、当局が異議申立の審査において適用した商標法、特許法または工業意匠法の関連規定を挙げることにより、異議申立を認める理由もしくは認めない理由を簡潔に示す。

2) 異議申立人への通知

商標局、特許局および工業意匠局は、異議決定を書面により出願人に通知するとともに、異議申立書を提出した当事者にも通知書を交付する。決定の通知は、Eメールや郵送によって行うことができる。

3) 公開

商標局、特許局および工業意匠局が異議決定を当局の公開記録上で公開することはない。

3.2.4. 異議決定に対する不服申立

1) 異議申立人による不服申立

商標

異議申立を提起した当事者が、当該異議申立を認めない旨の商標局の決定に対して不服を申し立てるための手順や手段について、商標法は特に規定していない。

特許／実用新案

特許法に基づき、特許局が異議申立を認めない決定をした場合、異議申立を提起した当事者が、特許局の決定を不服として改めて審判請求を行うことは可能である。詳細については、本調査報告書のセクション 2 を参照されたい。

工業意匠

異議申立を提起した当事者が、当該異議申立を認めない旨の工業意匠局の決定に対して不服を申し立てるための手順や手段について、工業意匠法は特に規定していない。

2) 出願人による不服申立

商標

商標法に基づき、商標局が異議申立を採用した場合、出願人は商標局から出願人またはその代理人宛に拒絶理由を通知し、同通知書が交付されてから 30 日以内に、商標局の拒絶査定に対して応答書類を提出することができる。

商標局がなおも商標出願を拒絶査定した場合、出願人は MAC に審判請求書を提出することができる。詳細については、本調査報告書のセクション 2.2.2 を参照されたい。

特許／実用新案

特許法に基づき、特許局が異議申立を採用した場合、特許局は出願人宛に拒絶理由通知書を送付することになる。出願人は、特許局から拒絶理由通知書を受け取った日から 3 か月以内(この期間はさらに 2 か月延長することができる)に、応答書類を提出することができる。また、公定手数料を支払うことにより、出願人は前記の応答期限をさらに 1 か月延長することができる。

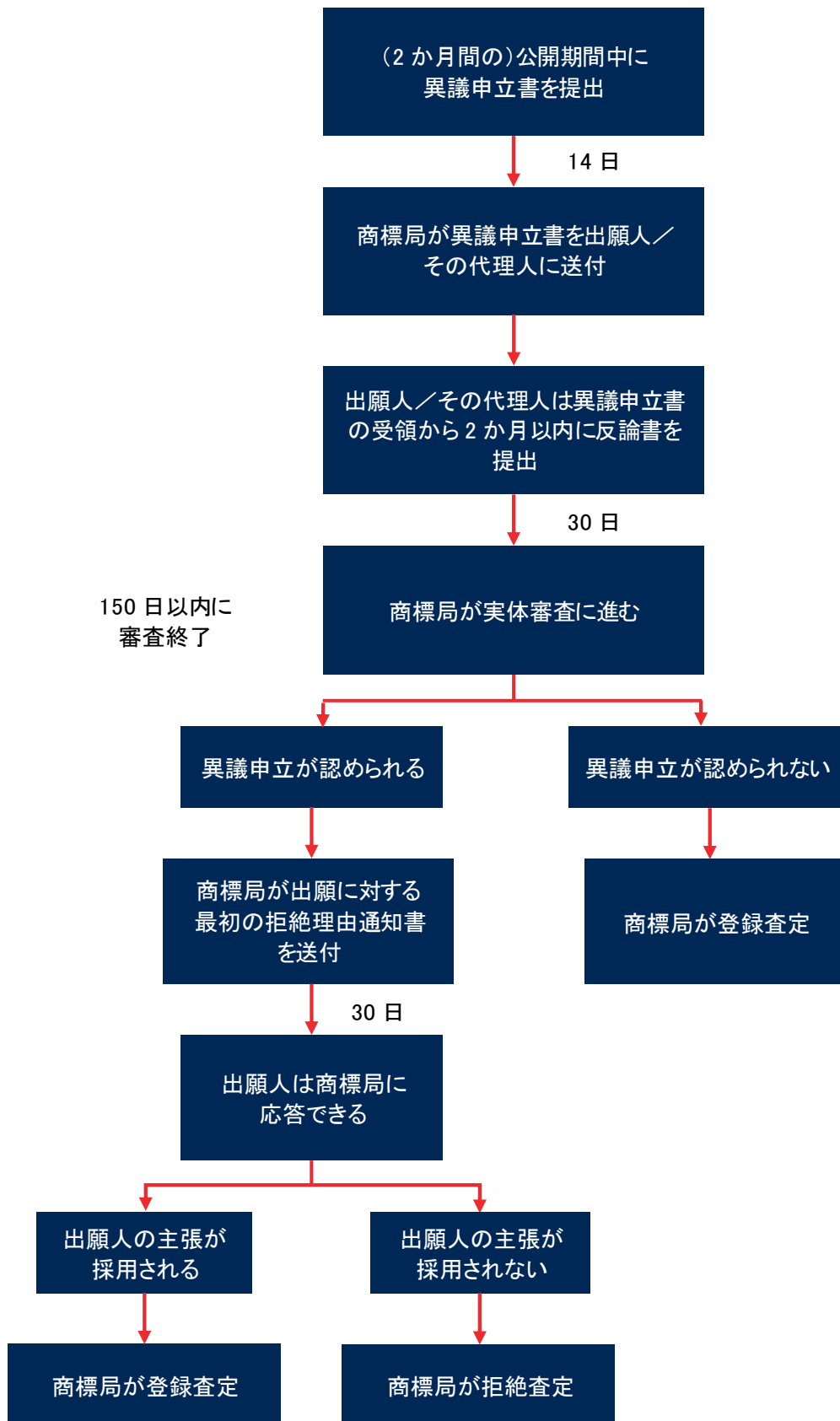
特許局がなおも特許出願を拒絶査定した場合、出願人は PAC に審判請求書を提出することができる。詳細については、本調査報告書のセクション 2.2.2 を参照されたい。

工業意匠

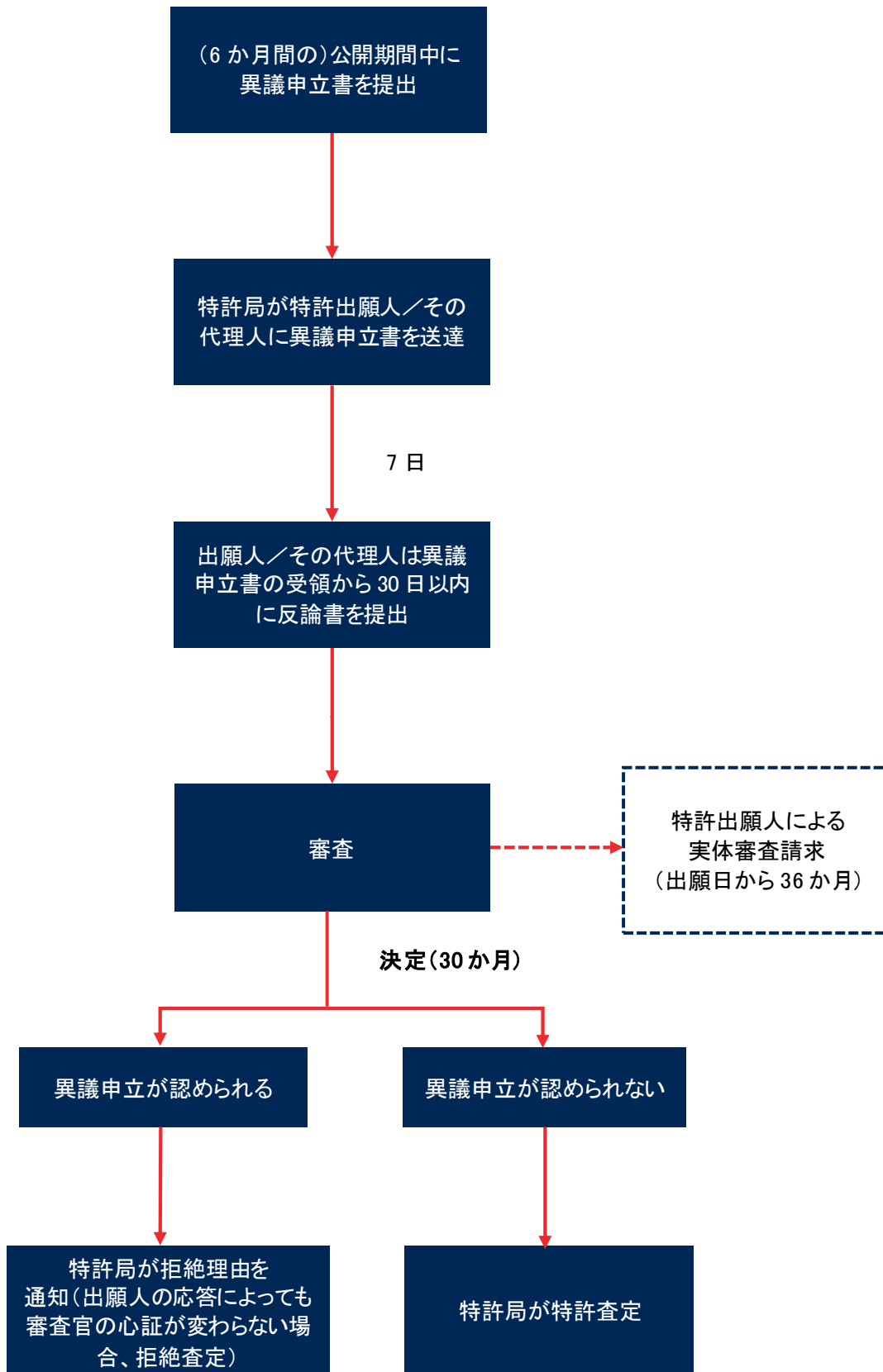
工業意匠法に基づき、工業意匠局が異議申立に基づいて出願を拒絶査定した場合、出願人が採りうる唯一の対応策は、商事裁判所に民事請求を提出することにより、当局の拒絶に対し不服を申し立てることである。詳細については、本調査報告書のセクション 3 および 4 を参照されたい。

3.2.5. 異議申立手続のフローチャート

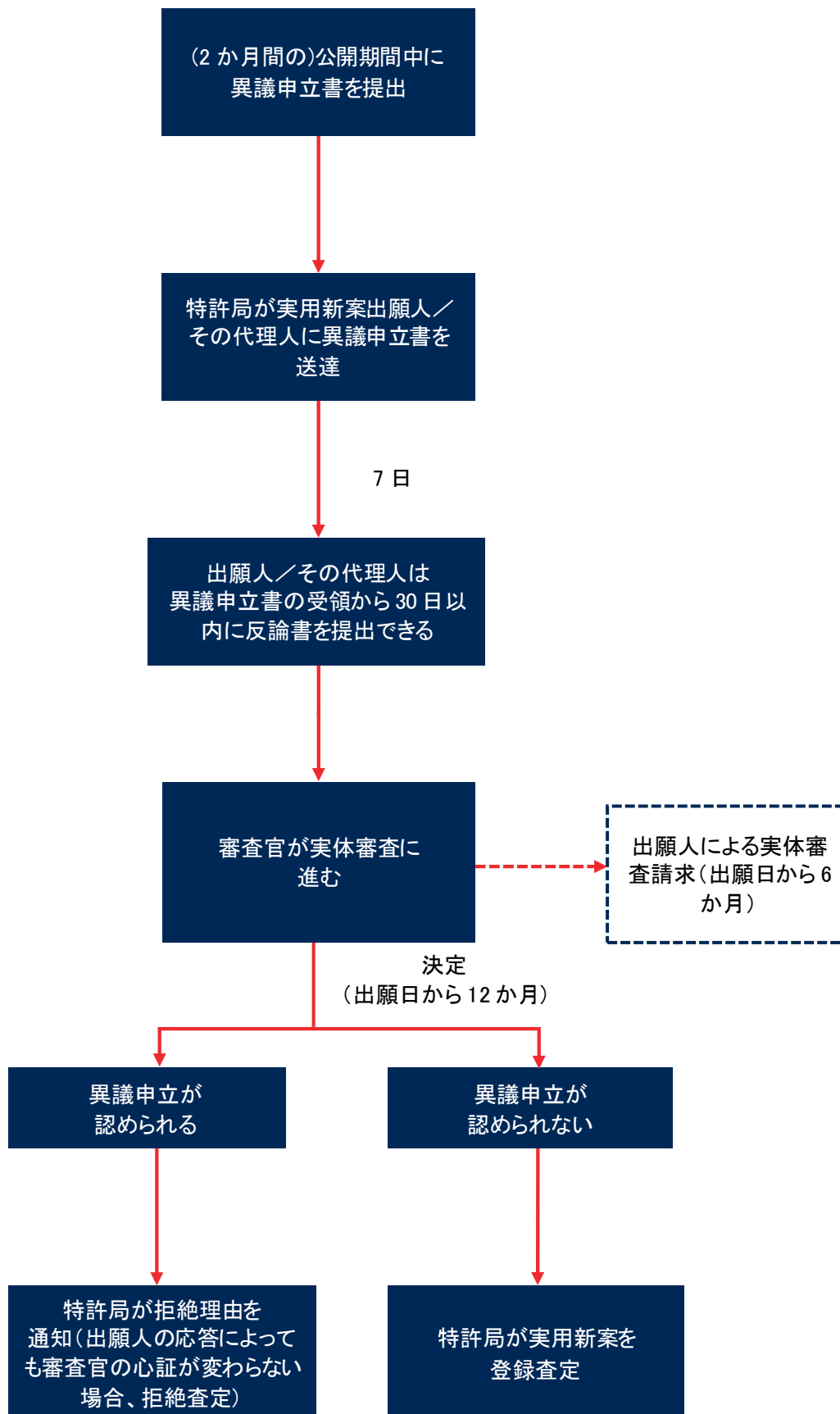
1) 商標に関する異議申立のフローチャート



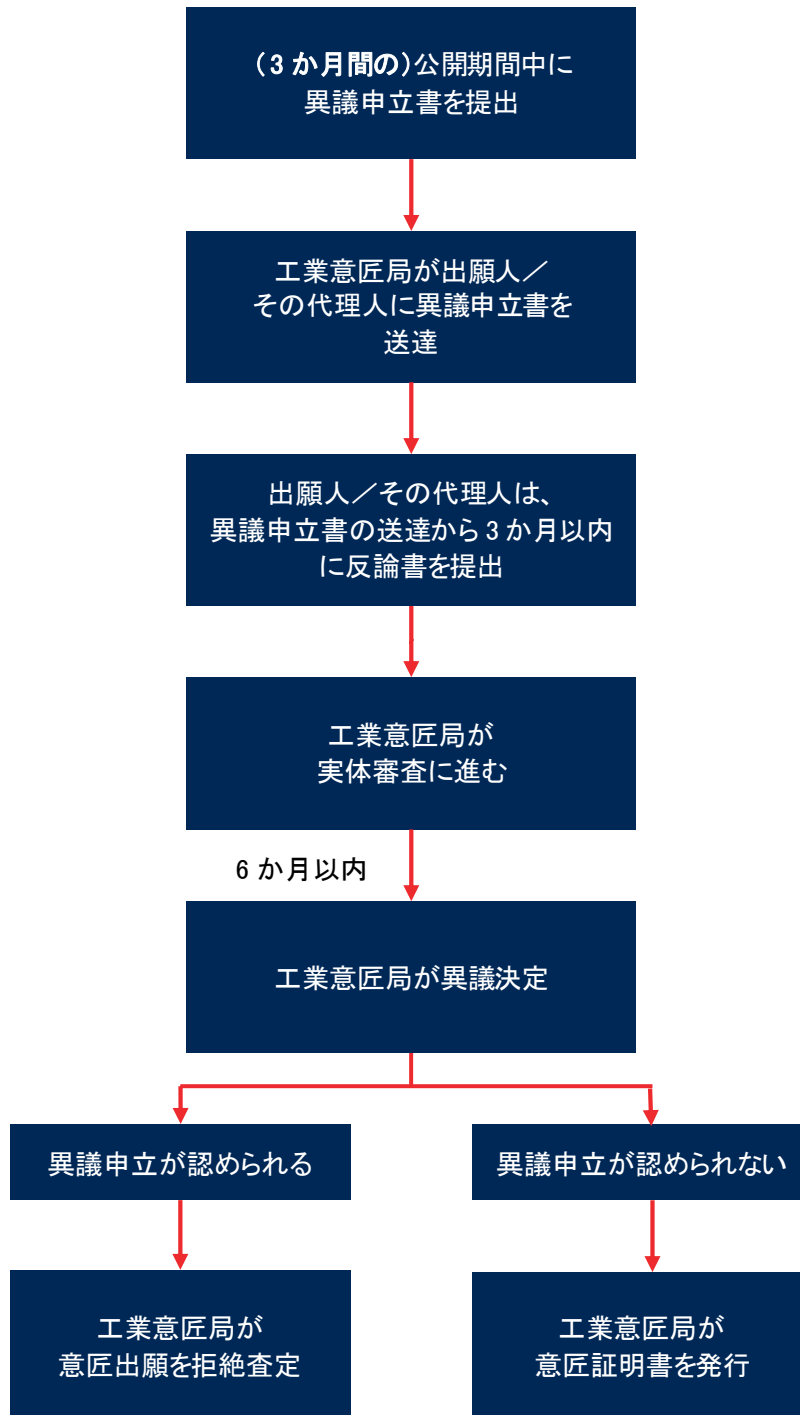
2) 特許に関する異議申立手続のフローチャート(特許出願人が公開期間の終了後に実体審査請求をした場合)



3) 実用新案に関する異議申立手続のフローチャート



4) 工業意匠に関する異議申立手続のフローチャート



4. 無効／取消の訴え

4.1. 統計

4.1.1. 請求件数(特許／実用新案特許、工業意匠、商標に関する2014～2018年の請求件数)

	2014	2015	2016	2017	2018
特許／実用新案	情報なし	情報なし	情報なし	情報なし	情報なし
工業意匠権	情報なし	情報なし	情報なし	7	13
商標権	79	86	135	127	125
合計					

注記: 当局の情報では、工業意匠局はまだ2014年～2018年の審判請求に関する情報をまとめているところであったが、本調査報告作成時点で情報は得られなかった。

4.1.2. 平均所要期間

商標

商標法第85条(7)に基づき、商事裁判所は90日以内に判決を言い渡さなければならない(ただし実際には、判事団は審理期間を120日まで延長する権限を有する)。

特許

特許法第146条に基づき、商事裁判所は180日以内に判決を言い渡さなければならない。

工業意匠

工業意匠法第39条(8)に基づき、商事裁判所は90日以内に判決を言い渡さなければならない(ただし実際には、判事団は審理期間を120日まで延長する権限を有する)。

4.1.3. 判決が示された事案の件数

	2014	2015	2016	2017	2018
合計	188	53	352	251	247

注記: 上記の数値は、最高裁のオンラインデータベースを通じて入手したものであり、大雑把な概算に過ぎない。オンラインデータベースは適宜更新されていないこともあり、上記の数値は最高裁の文書記録とは異なる可能性がある点に注意。

4.1.4. 無効審判・取消審判が認められた事案の割合

最高裁のオンラインデータベースには、この主題に関する具体的な統計はなく、この範疇に属する情報は公開されていない。

4.1.5. 判決を不服として上訴が提起された割合

最高裁のオンラインデータベースには、この主題に関する具体的な統計はなく、この範疇に属する情報は公開されていない。

4.2. 手続とその流れ

4.2.1. 裁判開始の手続¹

商標

利害関係を有する第三者は、取消の対象となる商標の登録日から5年以内に取消請求を提起することができる。ただし、商標が悪意で出願された場合、または本邦の国家的理念、道徳的価値および宗教的価値ならびに公序良俗に反するものである場合、商標法を初めとする様々な法令の規定により、前記の期限が適用されないこともある。

登録商標が登録された日または最後に使用された日から連続して3年以内に当該商標の使用がなされなかった場合、利害関係を有する第三者は、商標の無効請求（不使用取消請求）を提起することができる。実務面をいえば、原告は、不使用取消請求を提起する前に調査を実施して問題の商標の不使用を示す兆候を探し出すとともに、インドネシアの主要都市において市場調査を行い、商標の不使用を裏付ける陳述を様々な関係者（消費者、業界団体、土地所有者等）から集め、当該商標が実際に使用されていないことを確認する必要がある。

利害関係を有する第三者は、専ら商事裁判所のみにおいて、取消請求もしくは無効請求を提起することができる。商標局やインドネシアの他の地方裁判所に請求を提出することはできない。

取消請求もしくは不使用取消請求を商事裁判所に提起する際の手続は以下の通りである。

- 原告は被告の住所を管轄区域とする商事裁判所に対して取消請求を提起しなければならない。当事者の一方が国外に居住／所在している場合、ジャカルタの商事裁判所に請求を提起することができる。
- 書面での請求が提出された時点で、裁判所の記録事務官が受理の証明となる受領票を原告に交付することになる。記録事務官は、請求書が提出されてから2日以内に、当該請求を商事裁判所長に引き渡す必要がある。
- 請求書が商事裁判所長に引き渡された日から3日以内に、商事裁判所長は判事団を任命し、第1回の審理の実施日を決定させるべきである。請求書の提出日から7日以内に、裁判所の廷吏が当事者双方に召喚状を送達することになる。

特許／実用新案

特許査定に対する、PACへの不服申立（特許法第70条、セクション2.2.1参照）のほか、特許法132条に基づき、利害関係を有する第三者は、特許された発明が特許法に定める以下の特許性の要件を満たしていないとの訴えを商事裁判所に提起することができる。

¹ 以下の裁判事件は、5つの地方裁判所（中央ジャカルタ、スラバヤ、スマラン、メダン、マカッサルに設けられ、知的財産関係事件及び倒産事件の第一審を管轄する「商事裁判所（法廷）」において審理される。

- 問題の特許に新規性がなく、進歩性もしくは産業利用性がない。特許法第 4 条に基づき、以下のものは発明に含まれない。
 - 審美的創作物
 - 図式
 - 以下の活動を行うための規則および方法
 - 精神活動に関わる活動
 - 遊戯
 - ビジネス
 - コンピュータプログラムを内容とする規則および方法
 - 特定の情報に関する発表
 - 以下の場合の発見
 - 既存および／または既知の製造物の新規な用法
 - 既存の化合物の新たな形態であって、有意な効能の改善が認められず、その化合物の既知の関連する化学構造との差異がないもの
- 特許法第 9 条に基づき特許を取得しえない発明には、以下のようなものが含まれる。
 - その公表、使用又は実施が、法規、宗教、公共の秩序または善良の風俗に反する方法または製造物
 - 人体および／または動物に対する検査、看護、治療および／または手術の方法
 - 科学及び数学の分野における理論及び方法
 - 微生物を除く生物
 - 植物または動物の生産に必須の生物学的方法。ただし、非生物学的方法または微生物学的方法を除く。
- 遺伝資源および／または伝統的知識に由来する特許の場合、当該の遺伝資源および／または伝統的知識については、明瞭かつ真正な記述が明細書に含まれていなければならない。それらの資源および知識に関する情報は政府機関によって判断される。
- 問題の特許が、同一の発明について既に付与された他人所有の別の特許に類似している。
- 強制実施権が付与された日または(複数の強制実施権が申請されていた場合には)最初の強制実施権が付与された日から 2 年以内に、社会の利益を損なうような形態および方法による特許の使用を前記の実施権が阻止しえないことが立証された。
- 特許権者がインドネシア国内において、技術移転、投資および雇用の創出を支援するような形で特許製品の製造または特許製法の使用を行っていない。

(特許査定に対する PAC への不服申立と商事裁判所への訴えの比較)

いかなる利害関係者も特許許可日から 9 か月以内に PAC(特許審判委員会)に特許付与に対する不服を申し立てることができる。他方、第三者が 9 か月の期日後に特許局の判断に対して不服を申し立てる場合、商事裁判所に無効請求の訴えを提起するべきである。一般に、PAC への不服申立と商事裁判所への無効請求の要件は類似しているが、主な違いは、下記に示すような手続にある。

PAC (特許審判委員会)	商事裁判所
特許付与の決定に対する不服申立は、特許付与日から 9 か月以内に提出しなければならない。	無効請求は、特許保護の期日切れでない限りにおいては、特許付与された日以降、いつでも提出できる。
PAC の審判官は、特許専門家及び特許審査官である。	商事裁判所の裁判官は、必ずしも特許の経験を有するとは限らない。
審判手続は、少なくとも不服申立日から 1 か月で開始され、審決は 9 か月で発行される	裁判手続には、請求日から 180 日かかる場合がある。

(特許の実施権者による特許無効請求)

また、特許の実施権者は、実施許諾された特許が同じ発明の範囲につき別の者に付与された別の特許に類似していると主張することにより、特許無効請求の手続を開始することができる。

(強制実施権を求める申請)

特許無効請求を提起するという手段以外にも、利害関係を有する第三者は、2019 年規則第 30 号に基づき、以下の理由に基づいて強制実施権を求める申請を提出できる。

- 特許権者が、特許付与後 36 か月以内に、インドネシア国内で特許製品の製造もしくは特許された方法の利用を行う義務を履行していない。この理由に基づいて強制実施権を申請する場合、申請書提出の手続は以下のようになる。
 - 申請書は、特許が付与された日から起算して 36 か月の期間が経過した時点以降に、電子媒体もしくは非電子媒体によって提出することができる。申請人は以下の文書を提出しなければならない。
 1. 強制実施権の申請書が個人によって提出される場合には、有効な身分証明書もしくは入国書類の写し。
 2. 強制実施権の申請書が企業もしくは法人によって提出される場合には、その企業もしくは法人の設立証書の謄本もしくは写し。
 3. 申請書が代理人によって提出される場合には、委任状。
 4. 強制実施権の申請に適用される手数料の領収書。
 5. 申請人が以下の条件を満たしていることを示す証拠文書。
 - a. 申請の対象となる特許を自ら包括的に実施するための能力を備えていること、

- b. 関連の特許を可能な限り早期に実施するための施設を私有していること、並びに。
 - c. 合理的な要件および条件に基づき特許権者から実施権を取得するための措置を遅くとも過去 12 か月以内に講じたが、その成果が得られなかったこと。
- 6. 関係当局が発行したステートメント。
 - 知財総局は、申請書の受領から 19 日以内に、申請書が要件を満たしているか否かを審査する。その後知財総局は、審査の結果が出た日から 30 日以内に、審査結果を通知しなければならない。
 - 上記審査は、担当の専門家チームが結成された日から起算して遅くとも 70 日以内に実施されるべきである。審査結果の通知日から遅くとも 30 日以内に、専門家チームは特許権者（もしくはその代理人）ならびに強制実施権の申請人（もしくはその代理人）から事情聴取しなければならない。実体審査の結果は、遅くとも実体審査の終了から 3 日以内に、法務人権省に報告されるべきである。
 - 強制実施権の申請日から起算して遅くとも 90 日以内に、決定が下されなければならない。
- 特許権者もしくは実施権者によって、公益を損なうような形態および方法で実施されている、特許および、過去に付与された特許の改良の結果である特許は、現に保護されている他人の特許を利用せずに実施することが不可能である。以上の理由に基づいて強制実施権を申請する場合の手続は以下のようになる。
 - 申請書は、特許付与後の任意の時点で、電子媒体もしくは非電子媒体によって提出することができる。申請人は以下の文書を提出しなければならない。
 1. 強制実施権の申請書が個人によって提出される場合には、有効な身分証明書もしくは入国書類の写し。
 2. 強制実施権の申請書が企業もしくは法人によって提出される場合には、その企業もしくは法人の設立証書の謄本もしくは写し。
 3. 申請書が代理人によって提出される場合には、委任状。
 4. 強制実施権の申請に適用される手数料の領収書。
 5. 申請の対象となる特許が、特許権者もしくは実施権者によって、公益を損なうような形態および方法で実施されていることを示す証拠文書。
 6. 申請人は合理的な要件および条件に基づき特許権者から実施権を取得するための措置を遅くとも過去 12 か月以内に講じたが、その成果が得られなかったことを示す証拠文書。
 - 7. 関係当局が発行したステートメント。
 - 知財総局は、申請書の受領から 19 日以内に、申請書が要件を満たしているか否かを審査する。その後知財総局は、審査の結果が出た日から 30 日以内に、審査結果を通知しなければならない。
 - 実体審査は、担当の専門家チームが結成された日から起算して遅くとも 70 日以内に実施されるべきである。審査結果の通知日から遅くとも 30 日以内に、専門家チームは特許権者（もしくはその代理人）ならびに強制実施権の申請人（もしくはその代理人）から事情聴取すべきである。

る。実体審査の結果は、遅くとも実体審査の終了から 3 日以内に、法務人權省に報告されるべきである。

- 強制実施権の申請日から起算して遅くとも 90 日以内に、決定が下されなければならない。

(検察官による特許無効請求)

さらに、特許法の規定に基づき、特定の特許が公益に反するという理由に基づいて検察官が特許無効の請求を提起することもある。

特許の無効請求を商事裁判所に提起する際の手続は以下の通りである。

- 原告は被告の住所を管轄区域とする商事裁判所において取消請求を提起しなければならない。当事者の一方が国外に居住／所在している場合、ジャカルタの商事裁判所に請求を提起することができる。
- 請求の書面が提出された日に、裁判所の記録事務官が受理の証明となる受領票を原告に交付することになる。記録事務官は、請求書が提出されてから 2 日以内に、当該請求書を商事裁判所長に引き渡す。
- 請求書が商事裁判所長に引き渡された日から 14 日以内に、商事裁判所長は判事団を任命し、第 1 回の審理の実施日を決定する。請求書の提出日から 14 日以内に、裁判所の廷吏が当事者双方に召喚状を送達することになる。

工業意匠

工業意匠法第 38 条に基づき、利害関係を有する第三者は、意匠が工業意匠法に定める要件(詳細については本調査報告書のセクション 2.2 に含まれる 2.2.2 の項目を参照)を満たしていないと主張することにより、意匠の取消手続を開始できる。

取消請求もしくは不使用取消請求を商事裁判所に提起する際の手続は以下の通りである。

- 原告は被告の住所を管轄区域とする商事裁判所に対して取消請求を提起しなければならない。当事者の一方が国外に居住／所在している場合、ジャカルタの商事裁判所に請求を提起できる。
- 請求の書面が提出された時点で、裁判所の記録事務官が受理の証明となる受領票を原告に交付することになる。記録事務官は、請求書が提出されてから 2 日以内に、当該請求書を商事裁判所長に引き渡す。
- 請求書が商事裁判所長に引き渡された日から 3 日以内に、商事裁判所長は判事団を任命し、第 1 回の審理の実施日を決定させるべきである。請求書の提出日から 7 日以内に、裁判所の廷吏が当事者双方に召喚状を送達することになる。

商事裁判所に提出される民事請求 1 件につき、請求人は 250 万 IDR の公定手数料を支払う必要がある(ただし、個々の訴訟の手数料の合計額は、それぞれの訴訟における被告の住所がどこであるかによって異なることがある)。

利害関係を有する第三者は、専ら商事裁判所において取消請求を提起ができる。インドネシアの意匠局や他の地方裁判所において取消請求を行うことはできない。

4.2.2. 審理手続

実務面で言えば、本調査報告書のセクション 4.2.1 に示す手続は、商事裁判所で実施される、概ね以下のような審理から構成される。

- 第 1 回審理－原告の委任状の確認
- 第 2 回審理－被告の委任状の確認と原告の請求の読み上げ
- 第 3 回審理－原告の取消請求に対する被告側の回答文書(答弁書)の提出
- 第 4 回審理－被告の答弁書に対する原告の回答文書(反対答弁書)の提出
- 第 5 回審理－反対答弁書に対する被告の回答文書(第二訴答)の提出
- 第 6 回審理－原告の証拠提出
- 第 7 回審理－原告側証人の証言(証人がいる場合)
- 第 8 回審理－被告の証拠提出
- 第 9 回審理－被告側証人の証言(証人がいる場合)
- 第 10 回審理－原告および被告それぞれの結論提出
- 第 11 回審理－裁判長による判決言い渡し

当事者間の主張の応酬は書面の提出によって行われる。ただし、証人の証言の審理など一部の審理においては、口頭による主張が認められることもある。上記の審理は公開される。

4.2.3. 判決

セクション 4.2.1 に概説した訴訟の判決は、公判の場において商事裁判所の判事により言い渡される。判決文のコピーが当事者全員に交付されるとともに、最高裁のオンラインデータベース上で判決文が公開されることになる。

商事裁判所の判決は、当事者双方が訴訟手続全体の過程で提出・提示した事実、主張および証拠をすべて考慮した上で言い渡される。商事裁判所の判決は、訴訟に先立って提出された関連の主張および一連の証拠を援用して、取消もしくは無効が認められた理由もしくは拒絶された理由に関する考察のあらましを説明するものとなる。商標、特許および工業意匠の保護を取得するための要件については、本調査報告書のセクション 2.2.2 の(4)を参照されたい。

商事裁判所の判決に基づき、商標局、特許局および工業意匠局は、取消／無効の対象となる商標、特許および工業意匠の取消もしくは無効の手続きを行う。

特許無効に関しては、無効と認められたのが一つ、ないし複数の特許請求項のみである場合、特許局は、商事裁判所の判決に基づいて無効とされた特許請求項を特許から排除する必要がある。その場合、特許権者は、当該特許の中で無効と認定されていない請求項について、特許局の調整を求めなければならない。

4.2.4. 上訴

セクション 4.2.1 に概説した訴訟の判決に対して不服を申し立てる手段は、商事裁判所への判決破棄の請求に限られる。

商事裁判所の判決に対する破棄の請求を提起する手続は以下のようになっている。

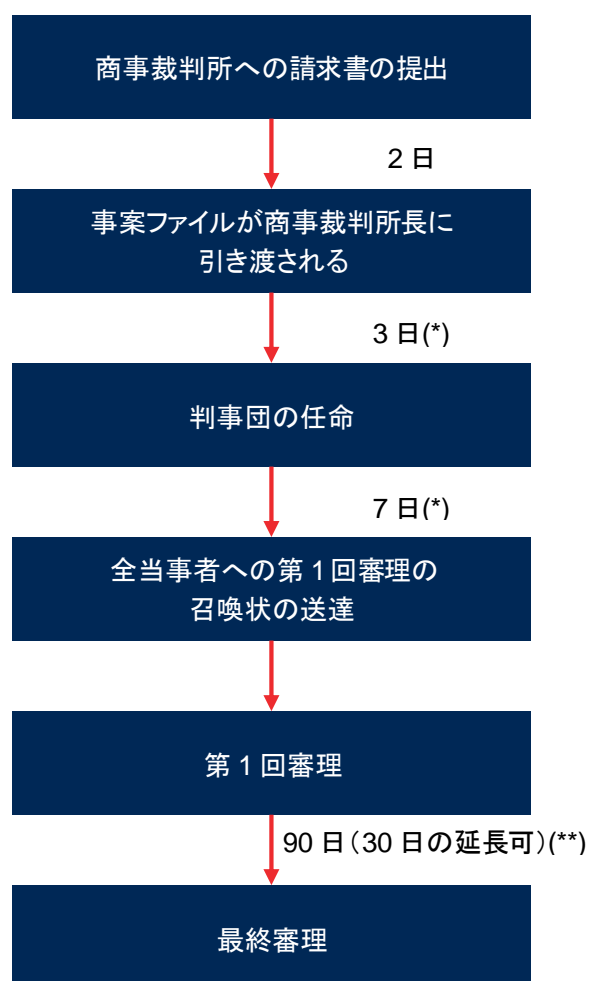
- 判決が宣告されるか当事者全員に告知された日から 14 日以内に、不服のある当事者は商事裁判所に対して破棄請求を宣言しなければならない。
- 破棄請求が宣言されてから 7 日以内に、商事裁判所の記録事務官は破棄請求に関する通知を相手方に交付しなければならない。

破棄を宣言した当事者は、破棄請求の宣言がなされた日から 14 日以内に、商事裁判所の記録事務官を通じて、破棄覚書を提出しなければならない。商事裁判所の記録事務官は、破棄覚書が提出された日から 2 日以内に、破棄覚書を相手方に送達することになる。

理論的には、最高裁による破棄判決が終局的なものであって拘束力を有するが、一定の理由が存在する場合、当事者はそれらの理由に基づき、民事審査によって不服を申し立てることができる。

4.2.5. 裁判所との関係

フローチャート



注記:

(*) 特許事案の場合、この手続の期限は 14 日。

(**) 特許事案の場合、この手続の期限は 180 日。

4.3. 判例

インドネシア最高裁のオンラインデータベースから入手した、商標、特許、工業意匠の無効審判・取消審判に関する判例として、以下の事件を挙げる。

4.3.1. 特許無効審判の事例

2017年、商事裁判所は「復水器ポンプ用の縦型インラインポンプの設置」の特許無効審判の判決を下しました。原告は、カナダに拠点を置く空冷システムメーカー製品の代理店として活動する地元の会社で、被告は、本発明の特許を保持する地元の個人で、カナダの会社が原告をインドネシアの認定代理人として任命する前に、インドネシアにおける本製品の販売代理人であった。

原告は、被告の特許に対し、被告の特許は新規性がなく、カナダの会社が製造した製品に使用されている技術を模倣した為、進歩性がないと主張する、特許の無効請求を提起した。

商事裁判所の裁判官は、(とりわけ)以下の理由に基づき、原告の取消請求を却下した。

- 原告の専門家及び訴訟中に提出された証拠からは、被告の特許技術がカナダ会社の製品に使用された技術を模倣したことを論証できなかった。
- 裁判官は、被告の特許はポンプ自体ではなく、むしろポンプの配管設備に関連しており、カナダ会社の製品とは関係がない為、特許性があると見なされるべきだと判断した。

4.3.2. 工業意匠取消審判の事例

2013年、最高裁は「ボールペン」の工業意匠に関する判決を下した。原告は、中国の会社のボールペン製品の販売代理店である地元の個人であり、(i)第一被告は、当該デザインの工業意匠を保持する韓国の会社である。そして、(ii)第二被告は、第一被告が登録したボールペンの意匠のデザイナーである。

原告は、第一被告の意匠に対し、第一被告の意匠は、中国の会社が製造した製品の意匠を模倣している為、新規性がないと主張する、意匠取消請求を提起した。

最高裁の裁判官は、原告が意匠取消訴訟を起こす根拠となる正当な工業意匠の所有者ではないという事実に基づき、原告の取消請求を却下した。更に、原告は、意匠取消請求の根拠となる工業意匠を所有する中国会社の認可されたライセンスであるという証拠を示すことができなかった。

本判決は、2014年の最高裁の司法審査で支持された。

4.3.3. 商標取消請求の事例

2017年、商事裁判所は美容製品に使用されている商標取消請求について判決を下しました。原告は、韓国の美容製品メーカーであり、被告は韓国会社の商標と同一の商標を登録した地元の個人である。

原告は、被告の商標に対し、被告の商標は原告の商標と同一であり、被告の商標は、様々な国々で広く使用・登録されている原告の著名商標を模倣することにより、悪意を以って登録されたものだと主張する、商標取消請求を提起した。

商事裁判所の裁判官は、被告の商標は、被告の出願日前に、原告が様々な国々で広く使用し、登録している商標と紛らわしく類似している為、当該商標が悪意を以って出願されたものとし、被告商標の取消を認めた。

本判決は、2018 年最高裁により支持された。

5. 参考文献一覧

1. 商標および地理的表示に関する 2016 年法律第 20 号(「商標法」)
2. 特許に関する 2016 年法律第 13 号(「特許法」)
3. 工業意匠に関する 2000 年法律第 31 号(「工業意匠法」)
4. 1986 年法律第 2 号「裁判所法」の第 2 次改正に関する 2009 年法律第 49 号(「2009 年法律第 49 号」)
5. 商標審判委員会における審判請求の申立、審査および解決に関する 2019 年政府規則第 90 号(「2019 年規則第 90 号」)
6. 特許審判委員会の組織構造、職務および業務に関する 2005 年政府規則第 40 号(「2005 年規則第 40 号」)
7. 商標登録手続に関する 2016 年法務人権省(MOLHR)規則第 67 号(「2016 年規則第 67 号」)
8. 特許出願に関する 2018 年 MOLHR 規則第 38 号(「2018 年規則第 38 号」)
9. 特許審判委員会に関する 2019 年 MOLHR 規則第 3 号(「2019 年規則第 3 号」)
10. 強制実施権許諾手続に関する 2019 年 MOLHR 規則第 30 号(「2019 年規則第 30 号」)

特許庁委託事業
インドネシアにおける知的財産の審判等手続に関する調査

発行
日本貿易振興機構シンガポール事務所 知的財産部

協力
Baker McKenzie Wong & Leow
2020年3月発行 禁無断転載

本冊子は、2019年度に日本貿易振興機構シンガポール事務所知的財産部が Baker McKenzie Wong & Leow の協力のもと作成したものであり、その後の法改正等によって記載内容の情報は変わる場合があります。また、記載された内容には正確を期しているものの、完全に正確なものであると保証するものではありません。